特定創業支援等事業　証明書交付対象者チェックリスト①　（札幌市様式）

**法人を設立し、登録手数料軽減等の申請をする方**

**（個人事業からの法人成りを含む）**

・特定創業支援等事業を受けるにあたり、下記を確認し、チェックをお願いします。

・チェック欄の項目に当てはまらない（チェックがつかない）場合は、優遇措置を受けるための支援の対象になりません。（証明書の発行はできません。）

・チェックリストにない事柄においても、個別の事情で対象外となる場合があります。別紙、注意事項等を確認の上、不明点がある場合は、本市または各機関にお問い合わせください。

記入日　　　年　　月　　日

住所

電話番号

氏名

**【利用目的に関わらない共通項目】**

□事業を営んでいない個人です。

または個人事業開業から５年未満で当該事業を法人化（法人成り）する個人です。

　　※会社設立（法人登記）時に５年未満である必要があります。

□設立する法人の会社法上の発起人となり、代表者となります。

《事業を営んでいない個人の方が法人を設立する場合は、下記２項目を記載してください。》

□他社（休業中含む）の代表権を持っていません。

□他事業（休業中含む）の個人事業主ではありません。（廃業届を提出していない場合、「個人事業主ではありません」ということには当てはまりません。）

《個人事業開業から５年未満で法人成りをする方は、下記３項目を記載してください。》

□（個人事業開業時に）他社（休業中含む）の代表権を持っていませんでした。

□既存の個人事業の一部を、個人事業として継続することはありません。

　（法人成りの場合は、法人設立と合わせて廃業届を提出する必要があります。）

※既存事業の全部の法人成りは、登録免許税軽減の対象となります。

□個人事業開業日（　　　年　　月　　日）　個人事業を開業した市町村（　　　　　　　）

**【目的別の項目】**必要な証明書の使途別に、チェック項目にチェックをお願いいたします。

**□登録免許税の軽減に使う。**

□札幌市内で会社を設立します。※他市町村で個人事業を開業し、札幌市で法人成りする場合、登録免許税の軽減に使うことができます。

**□日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げに使う。**

□札幌市内で創業します。

※他市町村で個人事業を開業し、札幌市で法人成りする場合、日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げに使うことはできません。

※創業関連保証の特例・小規模事業者持続化補助金は札幌市外での創業も対象です。共通項目

のみチェックをお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2025.3.3）